

## 掲載内容

…(総)

### 第7章

#### 墓地をめぐるトラブル

##### 第1 祀祭業者と遺族間のトラブル

- 冠婚葬祭互助会契約を解約したが、支払資金額は一切返還しないと言われた。
- 遺体の搬送だけ宗教団体に依頼したい
- 生前葬儀契約はリスクの大さり要約と書かれた
- 葬儀式料金(とくに葬儀に必要な全ての費用を含むもの)ではなくと言われた

##### 第2 遺族間のトラブル

- 内縦の夫の葬儀で喪主を務めたい
- 葬儀費用は共同相続人全員で負担すべきと言われた
- 受け取った香典を喪主が強引占してしまった
- 通常を省略する「一日葬」をやめさせたい
- 亡き娘が身分不相応の大規模な葬式を友人に依頼していた

#### 第8章

#### 墓地をめぐるトラブル

##### 第1 納骨

- 夫の遺骨を狭い墓(カロート)に納めたくない
- 「送骨サービス」を始めたい
- 檀家から、納骨前に必要な火葬許可証を紛失してしまったと言われた
- 生産未死者なので、家族の墓に入りたい
- ペットの遺骨を母と同じ墓に入れたい

##### 第2 管理

- 寺の敷地内にある墓石が、近くにある木の根のせいであつて倒れてしまった。
- 墓地使用者から「隣接の墓地区画から墓石が崩れてきて困っている」と苦情が来た
- 公私を行わない墓地に対して墓の使用を禁止したい
- 寺に一時的に預けた骨壺をなかなか取りに来ない
- 夜中に何者かのしりべつで墓石が倒されただけで修理責任を追及され修理費用を請求された
- 骨壺の整理の際によつて取り落してしまった
- どの檀家の骨壺が区別がつかなくなってしまった
- 天災で墓地の巡回が不明確となり、隣接する檀家同士で争いになってしまった

#### 索引

◆事例索引 ◆判例年次索引

\*本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

●法令改正などに対する対応で発行される追記(紙面付)をさしあげるだけで、常に最新内容になります。その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。書改正に赶上する部分はそのまま利用できますので、買収保護につながり重宝にも配慮しています。ご希望により、さしかえ式の専用サービスをうけたまわります。

#### 第8章 墓地をめぐるトラブル

○墓地使用規則を作成して、既存の墓地使用者にも適用したい

**事例** 当初では、墓地使用規則を設けていたが、その後のことで、金銭面のことや管理のことなどしっかり取り決めるべきではないのかと考えております。そこで、新しい墓地使用規則を作成したいと思っております。

**使用規則を既存の墓地使用者にも適用したいです**

使用規則の内容は、これまで慣習で実践してきただけで文書化したり、書類のルールや法律のルールを定めることがあります。作成者が判断してきた墓地使用者に対して、規則の内容が果たぶんのが知りたいです。

**原則は、各使用者の同意が必要です**

墓地の使用において、墓地使用者と寺院(宗教法人)は、一定の契約關係があるとえられますので、その契約内容を定めらる墓地使用規則を作成しま

#### 内容見本 (8月刊版)

##### 第8章 墓地をめぐるトラブル

といった事項について定めるもので、上記契約の契約内容を定めるもので、墓地使用者規則によっては、香烟喫煙の禁止なども墓地使用者と寺院の間に共通する内容が含まれることで、より多くのユーザーが利用するためのものですが、時間の経過とともに、ユーザーが不明確になり、トラブルが発生することも多かったのです。そのため、檀家とユーザーとの間で、香烟喫煙の禁止などは、墓地使用者規則において明確に定められており、檀家からも、墓地使用者規則が不明確になると問題となります。この結果、どのような事項を規定して定めておけばよいかという問題で、専門家の方から『墓地使用規則の範囲』といふものが表記されており、それは、これが発行になると想われます。

もちろん、このあたりの内容で問題を抱かないければならないといふものでは、せんので、必ずこれぞの手帳や書類等に記載しておけばよいのかと確認を行なうことになります。具体的な規定の範囲等については、専門家のアドバイスを受けることをお勧めしますが、それが出来ていても、どうぞルールや規則が読みやすくなることが重要です。

##### ○墓地使用規則(抜粋)

第1条 本規則は、宗教法人の墓地使用者全員(以下「檀家」)の権利及び義務を明確にし、事務を定め、その使用及び管理が適切に行われることを目的とする規則である。

第2条 檀者は、次に掲げる墓地の区分(以下「墓地」という)を、契約成立後○年間(第2条又は第3条の規定により契約が解除されない限り、更新して)使用する権利を有する。

契約額(以下「○円」という)。

2 使用者は、該檀者に付随する。支店内に詳細な規定がある。

## 事例式

# 寺院・墓地トラブル解決の手引

すいせん 宗教法学会 理事長 大石 真(京都大学名誉教授)

編集 宗教法制研究会 代表世話人 善家 幸敏(愛知学院大学名誉教授)



#### ◆多種多様なトラブル事例が満載!

寺院の代表役員、檀家や宗派とのトラブルをはじめ、寺院活動、財産管理、葬儀・墓地をめぐるトラブルなど、さまざまなトラブル事例を登載しています。

#### ◆解決方法がわかる!

トラブルへの対応方法(落とし所)や関連する法律知識をわかりやすく解説し、さらに文例や寺院規則例も適宜登載するなど、解決に導くための有用な情報が凝縮されています。

#### ◆信頼できる確かな内容!

長年にわたり寺院からの相談に応えてきた宗教法制研究会の弁護士、大学教授等が執筆する確かな内容です。

0120-089-339 (平日午前9時~午後7時)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

新日本法規 Web で検索

E-mail [elgy@sn-hoki.co.jp](mailto:elgy@sn-hoki.co.jp)

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁800頁  
本体価格8,231円+税 送料無料

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(税込価格3400円)

新日本法規出版株式会社

本社 T400-8456 名古屋市中区栄1丁目23番20号

東京本社 T02-3407 東京都新宿区西新宿2丁目8番地

札幌支社 T060-6516 札幌市中央区北1条西7丁目5番

仙台支社 T080-8193 盛岡市東丸井1丁目4番2番地

東京支社 T03-3407 東京都新宿区市谷砂町2丁目6番地

関西支社 T33-9507 さいたま市見沼区南中町244番地1

名古屋支社 T400-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 T06-30007 大阪府中央区北御堂町2丁目1番12号

広島支社 T020-8556 広島市中区本町3番22号

福岡支社 T093-8536 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

(2017.8.6.4/2)



この印刷物は環境にやさしい  
「経済大臣賞受賞」を掲示しています。

おかげさまで70年

新日本法規出版



公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信  
@新日本法規